

諮問（不）第 33 号
答申（不）第 33 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 2 年 7 月 9 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求の内容

請求人は、令和 2 年 6 月 11 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、損傷調査書・A 及び B 分 H17 年 9 月 9 日から H22 年 10 月 8 日まで及び建物調査図（H22 年 10 月 8 日・H30 年 8 月 21 日長崎振興局でもらった物）（以下「本件対象文書」という。）について、保有個人情報の利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件利用停止請求について、条例第 37 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、令和 2 年 7 月 9 日付 2 長振用第 30 号で請求人に通知した。不利用停止とした理由は、本件対象文書は、適法かつ公正な手段により収集されたものであり、当該情報を利用停止した場合、その本来の取扱目的である県施行の工事に起因し生じた請求者所有建物の損害に対する適正な費用負担（補償）に支障を及ぼすこととなるためである。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 2 年 8 月 5 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は建設省経整発第 22、23 号（以下「要領」という。）を基に建物損傷調査を行い、判定を行ったとしている。

しかしながら、橋脚工事期間中に複数日に実施したダイナマイトの振動調査資料は一日分しかなく、その後のトンネル工事期間中のダイナマイト振動調査資料は存在しない。また、家屋個別調査資料は全て紛失し、工事終了までの間、瓦・石垣の調査は行われていない。

- (2) 家屋個別調査資料を基に建物調査図を作成し、補償金額を算定したとのことであるが、作成された建物調査図の数値と家屋個別調査資料の数値や判定内容が多数違い、損傷箇所も多数消えており、公正な手段によって収集され、作成されていない。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、事業損失に関し公正な取扱いを行うべく定められた要領に基づき実施された調査の結果を取りまとめたものであり、適法かつ公正な手段により収集された情報であることから、条例第 7 条の規定に違反するものではなく、本件利用停止請求に理由があるとは認められない。
- (2) また、本件対象文書を利用停止した場合、その本来の目的である県施行の工事に起因し生じた請求者所有建物の損害に対する適正な費用負担（補償）に支障を及ぼすこととなる。
- (3) 以上のことから、不利用停止を決定したものである。

第 5 審査会の判断理由

当審査会において、請求人及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について検討した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

条例第 34 条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第 1 項において、「(1)第 7 条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第 8 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2)第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止、(3)第 10 条第 3 項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき

当該保有個人情報の廃棄又は消去」と規定されている。

また、条例第 36 条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定されている。

2 本件処分の妥当性について

請求人は条例第 7 条第 1 項に規定する、適法かつ公正な手段により収集された情報ではないとの主張であることから、当審査会はこの点について検討する。

(1) 条例第 7 条第 1 項について

条例第 7 条第 1 項は「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ取扱い目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。」と規定している。

(2) 利用停止の要否について

当審査会において本件対象文書の取得にかかる経緯について実施機関に確認したところ、事業損失に関し公正な取扱いを行うべく定められた要領及び実施機関と委託業者との間の委託契約に基づいて委託業者が作成し実施機関に提出されたものであるとのことであった。

また、実施機関によると、損傷調査を行う際は、物件所有者の了解を得たうえで調査を行うとのことであり、請求人によると、調査に入る際は、請求人が同意をしたうえで調査が行われたとのことである。

以上のことからすると、本件対象文書は適法かつ公正な手段により収集された情報であるとする実施機関の説明を覆すほどの事情は認められず、請求人が主張するように条例第 7 条第 1 項の規定に違反して収集されたものであるとまでは断定できない。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

なお、本件対象文書の記載内容に疑義があるとの請求人の主張は、前記第 5 の 1 に記載のとおり、利用停止請求の要件には直ちに当たらない。

4 結論

以上のことから、条例第 34 条第 1 項第 1 号に規定する要件に該当するとは認められないため、条例第 36 条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当せず、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

よって、前記第 1 のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年11月6日	実施機関から諮問書を受理
令和3年1月22日	審査会（審査）
令和3年3月23日	審査会（審査）
令和3年6月1日	審査会（審査）
令和3年6月3日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長職務代理者
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	